広報南国
編集発行　南国市役所
電話(代表)451番
印刷所　安岡印刷所
広報は……みんな
読むもの……つくるもの

久礼田上水道起工

工費一、三三〇万円で

久礼田地区の簡易上水道起工式は一月二十五日、配水池建設予定地で西村市長、野口議長ら市関係者と、各方面の来賓を迎えて行なわれ、明年完成とともに、関係住民三千五百人の長年の悩みも根こそぎ解消することとなつた。

同工事は総工費一千三百三十万円。

まず取水池と配水池の建設を行ない、三十五年度に配水管埋設、ポンプなど諸機械の据付を完成することになつている。

主な工費次のとおり。

取水池九十八万円、配水池三百三十一万円、ポンプ四百七十万円、滅菌装置三十一万円、送水管三百二万円

同和対策審議会結成

――専門部もつくる――

市内の同和行政と同和教育を積極的に推進するための同和対策審議会委員は、このほど市議会、教育関係者、学識経験者などから約二十人が選ばれ五日組織、役員を選任した。

近く対策三カ年計画もたてることになつている。

委員長＝吉村雅男、副委員長＝西村一之、沢田武彦（産業経済部長＝谷田豊喜、厚生部長＝橋田信夫、教育部長＝福川藤茂）幹事＝小笠原豊暢、村山忠夫、浜田義満、山本知一（委員＝野口幸重、久米徳幸、吉本豊（以上市議）、中村二郎、入野順喜、大前正男、川村秀一（以上教育関係）、池知秋水、岡川豊茂、金堂福重、坂本源吉（以上学識経験者）

南国市婦人会連合会結成

会員約七千人の南国市婦連はさる三日、後免野田小学校で結成された。

市から補助金六万八千円を受けて活動することになつている。

現在決めている事業はモデル婦人会の指定、青年団や教育委員との話いなど。

会長＝岡林政衛、副会長＝小松千代、浜田亀子、会計＝中沢道子（浜田良明（国府―陸上野球）、久米徳幸（久礼田―野球）、橋詰哲夫（植田―ソフト）、中司弘光（白木谷―バレーボール）、西岡輝盛（外山―フォークダンス）、島井幸治（岡豊―全般）三宮陽（野田―同）、今井昭夫（岩）、川村正一（伊達野―全般）

才入出一、六三〇万円

上水道特別会計予算

南国市上水道特別会計予算本年度分はさきの市議会で才入出一千六百三十万円に決まつた。内容は次のとおり。（単位千円）

（才入）使用料手数料一、三四〇、国庫支出金三、三二五、県支出金九五〇、繰入金二、一八三、市借八、五〇〇、雑収入一、

（才出）上水道費一五、六八三、公債費五八八、予備費二七、

内訳は才入で繰入金百二十三万八千八百円、才出で委員会費五十七万八百円、事務局費四十五万三千円、調査費二十一万五千円。

小学生体育大会成績

一月十八日の南国市小学生体育大会の成績次のとおり。

マラソン

1武内光仁（白木谷）、2和泉政広（国府）、3川添賢（岡豊）、4浜田彰（岡豊）、5坂本任（久礼田）6和泉周良（国府）、7中沢信幸（領生）、8岡本守雄（大篠）、9中沢高男（岡豊）、10岩橋雅彦（長岡）

ドッジボール

（男子）1岡豊、2日章、3大篠、3後免野田

（女子）1岡豊、2長岡、3久礼田、3三和

恵まれぬ子らにプレゼント

上野田婦人会の人たちは一月下旬、高知市愛仁園をたずね、恵まれぬ子らに座ぶとん、表類など百点余りを贈つた。

これよりさき会員たちは同園を慰問して、資金が少くてみじめな暮しをしているのを知り、この冬をいくらかでも暖かくすごしてもらおうと、座ぶとんづくりや衣類集めをやつたもの。

照明コンクール

売り上げを高めるための「照明コンクール」が近く後免地区の商店街で行なわれることとなつた。

これは四国電力のキモ入りで市産業経済課との話合いで具体的に実施方法が決められる。

優秀なものには四電から賞品も贈られる。

従来高知市に奪われていたお客も照明の工夫によつて魅力をませば、かなり食い止められる見込みである。

共同研究課題

嶺南農研で決める

市北部の嶺南農研会三十五年度共同研究課題は次のとおり決定した。

水稲の増収安定

室内育苗による試験研究（室内育苗器による無假植試験、品種の比較試験、OED使用試験、栽植密度試験）

畑苗代（苗代様式の比較、品種比較試験）と陸稲早期栽培試験研究。

二期作稲の安定増収（品種と苗代日数の試験、畑苗代の試験研究、栽植密度試験）

深耕による増収安定（深耕用トラクター水田発破の効果試験）

病害防除による増収安定（共同防除組織の充実整備、抗生物質による白葉枯病防除、イモチ病防除、葉面撒布効果）

肥培管理の研究（施肥量と時期の影響研究、中耕除草の回数と収量の関係）

果樹の振興と増収安定（カンキツ類はモデル園の設置試作園の設置、集団化と共同機械施設、新農薬と摘果効果、肥料試験＝落葉果樹はブドウのビニール栽培試験、ブドウジベレリン使用試験）

蔬菜園芸の振興（セロリの試作園設置、里イモに対するジベレリン、土壌資材の消毒、各種ノ菜の病害防除）

農機具関係（耕運機の稼動時間調査、穀物乾燥機と乾燥剤の使用価値試験）

簿記、記帳、営農設計

酪農関係（飼料作物の比較試験＝収量と栄養価）

農地の潰廃と轉用

農地を住宅や工場、学校などに転用する場合は、ご存じのように農林大臣か知事の許可を受けなくてはならない。

その転用を許可するかどうかを決めるため、こんど許可基準がつくられることになつた。

転用によるらゆる弊害や悪影響を防いだり、それらをいくらかでも少くするのが狙いになつている。

以下市農業委員会の資料によつて説明してみよう。

（転用許可基準の内容）

(1)都計や工場立地などの計画は、前もつて農業面のことを考えておき、関係機関で話合つてそれぞれの計画の調製をとる。

(2)農業上の必要性と、周りの農地に及ぼす影響

(3)土地の効用を最高度に発揮するような転用であること

(4)農業経営に及ぼす影響

(5)土地の取得資金の調達が確実であること

(6)転用する土地の面積が必要最小限であること

(7)土地の造成施設が適正であること

(8)転用行為を行なう者に、その土地を転用する能力があること

(9)農業用水の確保や、水害、風害、土砂の流出などの防止について十分な措置が講じられること

(10)病害虫の発生や蔓延のおそれがないこと

(11)残地の農業経営が著しく困難とならないこと

(12)残地の農地の利用上著しい支障を及ぼさないこと

(13)通作距離が著しく遠くならないこと

(14)転用行為を行なう者に、その土地を転用するために必要な資金の調達が確実であること

(15)転用行為を行なう者に、その土地を転用するために必要な技術を有すること

(16)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係法令の許可、認可、届出などの手続きをとること

(17)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係権利者の同意を得ていること

(18)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係法令の許可、認可、届出などの手続きをとること

(19)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係権利者の同意を得ていること

(20)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係法令の許可、認可、届出などの手続きをとること

(21)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係権利者の同意を得ていること

(22)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係法令の許可、認可、届出などの手続きをとること

(23)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係権利者の同意を得ていること

(24)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係法令の許可、認可、届出などの手続きをとること

(25)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係権利者の同意を得ていること

(26)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係法令の許可、認可、届出などの手続きをとること

(27)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係権利者の同意を得ていること

(28)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係法令の許可、認可、届出などの手続きをとること

(29)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係権利者の同意を得ていること

(30)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係法令の許可、認可、届出などの手続きをとること

(31)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係権利者の同意を得ていること

(32)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係法令の許可、認可、届出などの手続きをとること

(33)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係権利者の同意を得ていること

(34)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係法令の許可、認可、届出などの手続きをとること

(35)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係権利者の同意を得ていること

(36)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係法令の許可、認可、届出などの手続きをとること

(37)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係権利者の同意を得ていること

(38)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係法令の許可、認可、届出などの手続きをとること

(39)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係権利者の同意を得ていること

(40)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係法令の許可、認可、届出などの手続きをとること

(41)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係権利者の同意を得ていること

(42)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係法令の許可、認可、届出などの手続きをとること

(43)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係権利者の同意を得ていること

(44)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係法令の許可、認可、届出などの手続きをとること

(45)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係権利者の同意を得ていること

(46)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係法令の許可、認可、届出などの手続きをとること

(47)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係権利者の同意を得ていること

(48)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係法令の許可、認可、届出などの手続きをとること

(49)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係権利者の同意を得ていること

(50)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係法令の許可、認可、届出などの手続きをとること

(51)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係権利者の同意を得ていること

(52)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係法令の許可、認可、届出などの手続きをとること

(53)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係権利者の同意を得ていること

(54)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係法令の許可、認可、届出などの手続きをとること

(55)転用行為を行なう者が、その土地を転用するために必要な関係権利者の同意を得ていること